

事 務 連 絡

平成 23 年 7 月 29 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について
【家畜／家きん用（牛以外）】の周知徹底について

このことについて、平成 23 年 7 月 26 日付け事務連絡をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課課長補佐（技術第 2 班）から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、原発事故後収集した稲わらを給餌されていた等、飼養管理が適切でなかったと考えられる食肉として出荷した牛から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることから、これまで大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域などにおいて適正な飼養管理について周知してきたが、今般、牛以外の食用に供される家畜についても、安全な畜産物を生産するため、生産者の方への適正な飼養管理の周知とその徹底を依頼しているので、別添通知について本会会員各位への周知を依頼されたものです。

本件のお問い合わせ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



平成 23 年 7 月 26 日

日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課
課長補佐（技術第 2 班）

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について【家畜/家禽用
（牛以外）】の周知徹底について

日頃より農林水産行政にご理解賜りありがとうございます。

別添のとおり、牛以外の食用に供される家畜についても、安全な畜産物を生産するため、生産者の方には適正な飼養管理の周知とその徹底をお願いしているところです。

貴団体においても、標記の件について、会員各位に周知いただきますようよろしくお願い致します。



平成23年7月26日

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について
【家畜・家きん用(牛以外)】の周知について

日頃より農林水産行政にご理解賜りありがとうございます。

別添のとおり、牛以外の食用に供される家畜についても、安全な畜産物を生産するため、生産者の方には、適正な飼養管理の周知とその徹底をお願いしているところです。

貴団体においても、標記の件について、会員各位に周知いただきますようよろしくお願い致します。

連絡先
農林水産省生産局畜産部畜産振興課
畜産技術室 谷口、新井
電話：03-3502-8111（内線4910）
03-3591-3656

【家畜・家きん用(牛以外)】

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について ～安全な畜産物を生産するために～

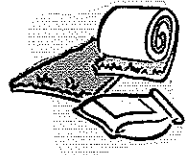
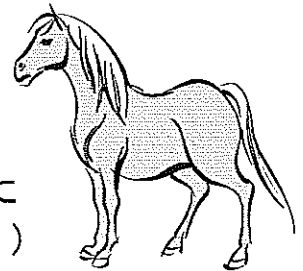
原発事故後収集した稲わらを給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられる食肉として出荷した牛から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されています。

これまで大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域などにおいて適正な飼養管理について周知をしてきたところですが、安全な畜産物の生産・供給のため、以下の指導内容について再度ご理解いただき、徹底していただきますようお願いいたします。

1. 飼料について

放射性物質がかかった飼料を与えることがないようにしましょう。

- (1) 事故の発生前に刈り取った飼料や輸入飼料を使いましょう。
- (2) 倉庫など屋内で保管された飼料を使いましょう。
- (3) 屋外で保管されている飼料については、飼料タンクやラップ等で密閉保管されたものだけを使いましょう。(念のため、使う前に乾草等を覆っているラップ等を布で拭いたり、水洗いしましょう。)



※放射性物質により汚染されたおそれのある敷料(麦かん、稲わら、牧草等)は使用しないで下さい。

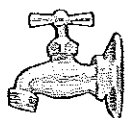
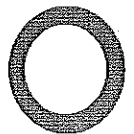
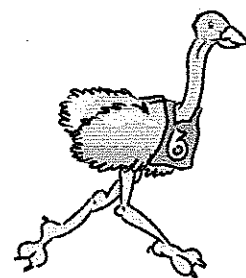
2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

- (1) 水道水や井戸水など、放射性物質の混入のおそれのない水を利用しましょう。
- (2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。
- (3) 舎外の水槽等で家畜に水を与えることは避けましょう。



水たまり



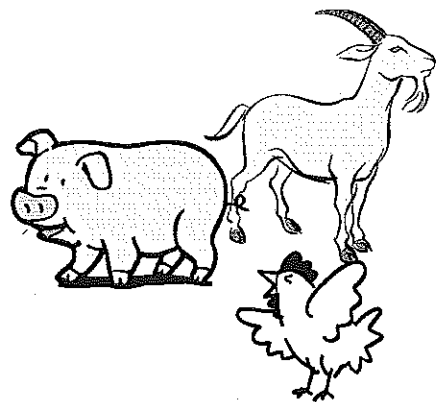
水道

裏へつづく

3. 放牧について

当面、放牧等はやめて畜舎内で飼育しましょう。

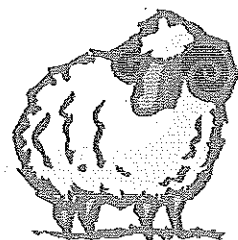
- 当面、放牧や野外飼養(パドック)等へ出すことはやめて、畜舎内で飼育しましょう。
(特に、めん羊や山羊については放射性物質の畜産物への移行性が高いことが知られています。)



4. その他

ご不明な点については、県または下記の連絡先にご相談ください。

- 聞き取り調査により、飼養管理が適正でないことが判明した場合、当面の間、家畜及び畜産物(卵・乳)については、移動及びと畜場等への出荷の自粛をお願いします。



【参考】

・平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知
「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」

(22消安第9976号・22生畜第2385号)

・平成23年6月7日付消費・安全局畜水産安全管理課長補佐事務連絡
「めん羊及び山羊に給与される粗飼料や放牧について」

(農林漁業者の方々へ～畜産関係～ http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2_3.html)

連絡先	担当者	電話
○県○○センター		
○○県		
○○農政局		
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課畜産技術室	谷口 、新井	03-3502-8111(内4910) 03-3591-3656(夜間)